

# 「然而」をめぐって

鈴木 惠

## 目次

- 一、はじめに
- 二、「然而」の意味用法
  - Ⅰ、「然而」の語義
  - Ⅱ、正格漢文に於ける「然而」の意味用法
  - Ⅲ、和化漢文に於ける「然而」の意味用法——順接より逆接へ——
  - Ⅳ、訓点資料に於ける「然而」の加點状況
  - Ⅴ、逆接の意味用法の成立要因
  - Ⅵ、むすび

## 一、はじめに

今日の和化漢文研究は、用字法研究を中心として進められ、その進展に伴い、様々な言語事象が明らかにされつつある。しかし、研究対象に資料的偏りが見受けられるのも事実である。とりわけ、古事記と御堂関白記を中心とした平安時代記録資料とにその関心が集中し、両者個々の研究は格段の進歩を見るのであるが、文章の性格に多少の相違が存するという理由によって、両者を直接に結び付けて考えることはあまり行われていない。即ち、一口に和化漢文と称するものの、実際には多様な文章が見られるからである。和化漢文研究に通時的観点が不足しがちな理由は、ここにもあるものと考えられる。

しかし、一方では、総ての和化漢文は、等しく漢字を借りて日本語文を表記したものであり、従って、共時的にも通時的にも日本語文としての共通の基盤に支えられているという見方も出来るのである。この共通の基盤の全容は未だ明らかとはなっていないが、和化漢文の漢字用法の国語史的研究は、その存在の上に立脚していると言っても過言ではなく、又その観点に従って行われた研究が、僅かとは言え見受けられるのも亦事実である。依って、個々の和化漢文に於ける漢字用法を解明することへの目配りを行いつつも、より多くの通時的研究の試行が期待される所である。

ところで、標題に掲げた「然而」という連文については、従来より幾つかの指摘が為されて来ているが、一般的には「然而」を分割した所の構成要素である「而」一字に関するものの方がよく知られている。例えば、峰岸明氏は「平安時代記録資料における『而』字の用法について——記録研究の一方律<sup>(1)</sup>」に於いて、「変体漢文で記された記録資料の文章においては、『而』字が、文首にあって接続詞的用法をなす場合にはもっぱら逆説接続の機能を持ち、一方、文中にあって接続助詞的用法をなす場合には順説接続の機能を有する」事実を明らかにされ、次いで石塚晴通氏は、如上の峰岸氏の指摘が、上代から中古初頭にかけての変体漢文にも適用し得ることを論じられた如くである。<sup>(2)</sup>

右の如き「而」字に関する研究に比し、「然而」についてはそれを単独で取り上げたものは見当らなかつたが、若干触れたものとして次に掲げる五つが管見に入った。

A、築島裕「平安時代の漢文訓読語につきての研究」<sup>(3)</sup>

○次に「然而」といふ字面は、後世では「シカリシカウシテ」と訓するのであるが、この然而は、古書虚字集釈に「『然而』、詞之転也」「『然而』、詞之承上而転者也、猶言『如是而』也」とある如く逆接の接続詞であつて、古くはその意味を取つて「シカレドモ」と訓するのが例であつた。(中略)平安時代の記録類にも往々にして「然而」の例があるが、次のやうに何れも逆接の場合に用ゐられて居り、恐らく「シカレドモ」と訓じたものと思はれるのである。

B、石塚晴通「上代から中古初頭の変体漢文に於ける『而』の字の用法(上)・(下)」

○中国の古典にも「然而」に順説的用法があることは(中略)注意されてゐるが、逆説的用法の方が一般的であり、古事記の全四例、また後述する日本霊異記の全五例が総て順説的用法であることは変体漢文に於ける用字法に特定傾向があることを示してゐる。

C、三保忠夫『尾張国解文』の研究——古文書における表現方法の基本的原則を求めて——<sup>(4)</sup>

○後者の「然而」は、「しかしながら」・「そうではあるが」という、逆接的な表現になっている。(中略)この「然而」は、『色葉字類抄』にあるように、和語「しかれども」を表記したものとみられる。

D、大坪併治「平安時代訓点語の文法」<sup>(5)</sup>

○「然而」は、後世はシカリシカウシテと読むが、平安時代には二字を合せてシカレドモと讀んだ。

E、小林芳規「日本思想大系『古事記』訓読補注」<sup>(6)</sup>

○正格漢文では「然而」は逆接の用法であり、その訓もシカレドモである。(中略)平安時代の記録類にも逆接に用いる例のあることを築島裕が指摘している。『平安時代の漢文訓読語につきての研究』四六一頁。ところが、日本文が和風に書かれた和化漢文では順接用法が主であつて、訓法もシカシテである。古事記の用法はその同類である。

以上に述べられていることを要約すると次の二点になる。

1、「然而」は後世では「シカリシカウシテ」と訓ずるが、古く平安時代は「シカレドモ」と訓じられた。

2、「然而」は平安時代の記録資料では逆接の場合に用いられ「シカレドモ」と訓じ、古事記・日本霊異記では順接で、「シカシテ」と訓じられた。

しかし、A・E論文に於いて正格漢文では「然而」を逆接の接続詞とするのに対して、B論文では逆接的用法が一般的であるとしながらも、順接的用法が存すると説かれていることや、又古事記と平安時代の記録資料との用法の差異が如何なる要因に基づくものか十分に説明されていないことなど、残された重要な課題は多いようである。

二、「然而」の意味用法

I、「然而」の語義

そこで先ず、「然而」の語義を解すべく、中国の研究書に於ける解釈を検討してみる。次下の如くである。

○而 承上転下、語助之辞、論語「本立而道生」是也。(中略) 又晋語「文公学讀書於臼季三日曰『吾不能行也。咫聞則多矣。』对曰『然而多聞以待能者、不猶愈乎』」漢書鄒陽伝「夫全趙之時、武力鼎士、衺服叢台之下者、一旦成市、而不能止幽王之湛患。淮南連山東之俠、死士盈朝、不能還万王之西也。然而計議不得、雖諸實不能安其位、亦明矣。」此然而、猶云然則、承上之辞、非転語也。(劉淇、助字弁略)

○而 而者、承上之詞、或在句中、或在句頭、其義一也、常語也、(中略) 然而、然則也、而与則同義、故二字可以互用、(王引之、經伝釈詞)。

○然 然而者、亦詞之転也、孟子公孫丑篇曰、夫二子之勇、未知其孰賢、然而孟施舍守約也、今人用然而二字、皆与此同義、然而者、詞之承上而転者也、猶言如是而也、(中略) 以上言然而者、皆謂如是而也、今人用然而二字、則与此異義矣、(同右)。

この他、詞詮に於いても「然」が転接連詞であり、「然而」「然則」のような連文になった場合と同様の意である如く説かれていたなど、「然而」は「然則」と極めて近い用法であるらしい。問題は「転」の解釈による訳であるが、その字義から察するに、前件を承けて後件に文意を転ずると解すべきであって、必ずしも逆接の接続詞のみに機能するとは考え難い。勿論、助字弁略の「転語」、或いは経伝釈詞の「詞之転」は、恐らく逆接を意味するものと考えられるのであるが、「然則」「如是而」はやはり「然而」に順接の意味用法が存することを説くものに他ならないのである。従って、中国の研究書に於いて「然而」は、順接・逆接双方の意味用法が存するものと理解されていると考えられるのである。

又、本邦江戸時代に於ける研究書には次の如く説明されている。<sup>(7)</sup>

○然而一用ル時モ二義アリ、倚膏棘軸ハ所以為滑ヲ也、然而不能運、方穿、田敬仲、コレ反轉ス、放恣縱橫無所統紀。

然而不煩於繩削而自合ス、也、師、韓文、索、コレ反轉セス、(釋大典、文語解)

○然而<sup>ソレ</sup>ツク<sup>ク</sup>ツク<sup>ク</sup>、(三宅橋園、助語審象)

○然而 助語辞曰、然而ハ者其ノ事理如此ノ句又轉、別ニ有説承上文之辞也、(三好似山、廣益助語辞集例)

○然而ハサフハアレドモト云フ辭ナリ其、事理如此ト云フ句ヲ又轉ジテサレドモ又カヤウノ子細アリト云フ

辭ナリ、(松井河樂、語助譯辭)

○然而者其、事理如此句又轉、別有説、(盧以緯、新刻助語辞)

右によれば、「文語解では用ル時モ二義アリ」として「コレ反転ス」(逆接)と「コレ反転セス」(順接)の二つの意味用法の説明が為されており、助語審象では順接、広益助語辞集例・語助訳辞・新刻助語辞に於いては、三者類似する説明のもとに逆接の意味用法が説かれている。即ち、中国の研究書と小異こそあれ大同であって、やはり順接・逆接両様の解釈が行われているのである。

## II、正格漢文に於ける「然而」の意味用法

次に、実際の用例に即して、正格漢文に於ける「然而」の意味用法について検討してみる。便宜的に、「論語」「孟子」「春秋経伝」「莊子」「史記」の五資料<sup>(8)</sup>について分析した所、次表の如き結果が得られた。

「然而」をめぐって

△表1▽ 正格漢文に於ける「然而」の意味用法

資料	意味用法	
	順接	逆接
論語	1	0
孟子	7	6
春秋	3	2
莊子	3	8
史記	1	4

〔順接の意味用法〕

(1) 子游曰。吾友張也。為難能也。然而未仁。曾子曰。堂堂乎張也。難与並為仁矣。(論語、子張第十九)

(2) 謹庠序之教。申之以孝悌之義。頒白者不負載於道路矣。七十者衣帛食肉。黎民不飢不寒。然而不王者。未之有也。(孟子、

梁惠王篇)

(3) 為人臣者。懷利以事其君。為人子者。懷利以事其父。為人弟者。懷利以事其兄。是君臣父子兄弟。終去仁義懷利。以相接。

然而不亡者。未之有也。(同右、告子篇)

(4) 吾思夫使我至此極者而弗得也。父母豈欲吾貧哉。天無私覆。地無私載。天地豈私貧我哉。求其為之者而不得也。然而至此

極者。命也夫。(莊子、大宗師篇)

〔逆接の意味用法〕

(5) 又有微子・微仲・王子比干・箕子・膠鬲。皆賢人也。相互輔相之。故久而後失之也。天地莫非其有也。一民莫非其臣也。

然而文王猶方百里起。是以難也。(孟子、公孫丑篇)

(6) 今將軍涉西河。虜魏王。禽夏說闕与。一挙而下井陘。不終朝破趙二十万衆。誅成安君。名聞海内。威震天下。豊夫莫不輟耕。積粟。綸衣甘食。傾耳以待命者。若此。將軍之所長也。然而衆勞卒罷。其美難用。(史記、淮陰侯列伝)

論語の用例(1)は、子游が同門の友人子張を批評した言であり、「私の友人の張は、人の出来ないことをやる。それで、未だに仁とは言えないのだ」という文意であると考えられる。これは、逆接の「しかしながら」の意に当るものとされがちであるが、直後に続く曾子の評は「張はあまりにも立派であつて、一緒に仁道を行うのは困難だ」であり、子張の「為難能」なる行為は美德というものではなく、却つて「為仁」の障碍になるものと考えられているようである。即ち、先の文意は「人の出来ないことをするが、未だ仁とは言えない」というよりも、むしろ「人の出来ないことをするので、未だ仁とは言えない」という文意に近いものと考えられ、依つて順接の意味用法と見做すことが出来るように思われる。

又、孟子の用例(2)は、「庠序(学校)での教育を慎重にし、孝悌の義を教えれば、白髪まじりの人々が重い荷を背負うことも無くなる。老人達は絹を着、黎民(一般民衆)は飢えることも凍えることも無い。そのようにして、王でない者は未だいないのである」の如き文意であり、王道政治を説く件である。用例(3)は、「臣が利益で君に事え、子が利益で父に事え、弟が利益で兄に事えれば、終には君臣・父子・兄弟も仁義の道徳を忘れ、利益第一で交わるようになる。そのようにして、滅亡しない者は未だ無いのである」という文意で、用例(2)・(3)共に逆接「しかしながら」は当らず、順接の意味用法であることが知られる。用例(4)も亦同様である。用例(1)・(3)は、十三經注疏に於ける論語注疏解經卷第十九、孟子注疏解經卷第十二には、

○正義曰此章亦論子張材徳也堂堂容儀盛貌曾子言子張容儀堂堂然盛於仁道則薄故難与並為仁矣

○孟子曰先生志誠大矣所稱名号不可用也二王悅利罷三軍三軍土樂之而悅利則挙国尚利以相接待而忘仁義則其国從而亡矣の如く注されており、中国の注釈書に於いても順接の意味用法として理解されているようである。

一方、用例(5)の文意は、「周の文王の時代には未だ殷王朝の余徳が強く、又微子・微仲・王子比干・箕子・膠鬲の五人の賢人も暴君紂王を補佐しており、中国の全土全人民は残らず殷に帰服していた。しかしながら、文王は僅か百里四方の小地より勃興したのである。ここに殷を倒すことが困難な理由がある」であり、逆接の意味用法であることは明白である。用例(6)も「このような状態にされたのは將軍の長所です。しかしながら、兵卒達は疲弊しており實際は物の役にもたちません」の如く、逆接の意味用法と解せられる。

以上によって明らかであるように、正格漢文に於ける「然而」の意味用法は、日中両国の研究書に説明されている如く、順接・逆接双方の意味用法が存し、その意味では、正格漢文に於ける文頭の「而」にも双方の意味用法が存することと同様と考えられる。従つて、和化漢文に於ける「然而」の意味用法を考究せんとする場合、この正格漢文では逆接の意味用法に限定されないという事実を基点として行ふ必要がある訳である。

因みに、和化漢文の漢字用法に近似する用法も拾われる敦煌變文には、「然而」一例が存するが、

(7)遠公曰、「若要売踐奴之時、但將佳(往)東都売得。」白莊聞語、懷(懷)然大怒、這下等踐人心裏不改問無。自擬到東都、見及上下經台、陳論過狀、道我是踐、令捉獲我。」遠公曰、「踐奴若有此意、機謀阿郎、願当來当來世、死墮地獄、無有出期。但請阿郎勿懷優(憂)慮、的無此事。」白莊聞語、然而信之。(嶺山遠公話)

を要約すれば、「当初遠公の言に懷然と怒った白莊も、二度目の言を聞いて、そしてこれを信じた」の如く、順接の意味用法と考えられる。又、日本書紀にも一例存するが、

(8)長髓彦即取<sub>二</sub>饒速日命之天羽羽矢一隻及步鞞<sub>一</sub>以奉<sub>三</sub>示天皇<sub>二</sub>。天皇覽之曰。事不<sub>レ</sub>虚也。還以<sub>三</sub>所<sub>レ</sub>御天羽羽矢一隻及步鞞<sub>一</sub>。賜<sub>三</sub>示於長髓彦<sub>二</sub>。長髓彦見<sub>二</sub>其天表<sub>一</sub>。益懷<sub>二</sub>蹶踏<sub>一</sub>。然而凶器已構。其勢不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>中休<sub>一</sub>。(神武天皇即位前紀)

「長髓彦は、天皇から示された天つ表を見て益々蹶踏を懷いた。しかしながら、武器を構えたまま、勢を途中で弱めようとしなかった」という意で、逆接の意味用法とされる。しかし、共に孤例である為、それぞれの資料に於いて「然而」が何れ



か一方の意味用法に限定されているか否かは判然としない。

### 三、和化漢文に於ける「然而」の意味用法

同じ「然而」であっても、古事記・日本靈異記と平安時代の記録資料とでは、前者が順接、後者が逆接の如く、その意味用法に相違が見られるという指摘があることは前述した。しかし、平安時代の記録資料については、峰岸論文に於いて御堂関白記寛弘八(一〇一一)年の条が指摘され、<sup>(12)</sup>

(9)然而定而無益事(寛弘八年七月二十日)

又、築島論文では九曆天曆七(九五二)年、小右記寛和元(九八五)年、同正曆三(九九二)年の各条が掲げられているが、

(10)下官起座勸盃、至于尊者、事晚<sup>(可)</sup>勸盃、然而早取盃者、是為家礼也(九曆、天曆七年正月四日)

(11)式云、釈齋服着常服云々、然而不見度々日記、仍無其事、(小右記、寛和元年十一月二十四日)

(12)四品・五位為出申文数輩来、然而不相会也(同、正曆三年正月十七日)

それ以前、日本靈異記に遡るまでの状況は明らかとなっていない。

そこで、次に和化漢文に於ける「然而」の意味用法を通時的に把握すべく、この連文の構成要素である「然」「而」兩字をも合せて、その全意味用法を分析した結果が、 $\wedge$ 表2 $\vee$ ——平安初期以前の和化漢文に於ける「然而」の意味用法<sup>(13)</sup>、並びに $\wedge$ 表3 $\vee$ ——平安中期以降の和化漢文に於ける「然而」の意味用法<sup>(14)</sup>である。

それによると、「然而」は上代・平安初期資料に関しては、従来指摘され来ったもの以外にさほど付け加えるものは無く、その意味に於いて広く頻繁に用いられる用語ではないことが知られる。しかし、大略平安初期と中期とを境として前者が順接、後者が逆接の意味用法になるうかと思われる。

例えば、平安遺文所掲の古文書齋銜二(八五五)年の秦永成家地相博券文の用例は、

「然・而」をめぐって

表2 平安初期以前の和化漢文に於ける「然而」の意味用法

III 文末	II 文中接補助詞の用法			I 文頭接補助詞の用法																			
	A 順接	B 逆接	C その他	A 順接			B 逆接			C その他													
3	8 294	1	701	而然	3	1	23	而然	1	23	10	3	14	4	87	14	2	23	5	2	5	2	
					37	45	4																5
7	8 88	13	181	而然	4	3	14	而然	10	14	3	10	14	3	14	4	87	14	87	14	14	87	14
					4	4	5		4	5	4	5	4	5	4	5	4	5	4	5	4	5	4
1	8	3	73	而然	3	3	3	而然	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
					3	3	3		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
1	5	83	83	而然	2	2	2	而然	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
					2	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
1	3	8	8	而然	1	1	1	而然	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
					1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	68	23	547	而然	7	7	23	而然	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23
					7	7	23		23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23
1	12	21	69	而然	8	8	2	而然	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
					8	8	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
1	9	1	8	而然	1	1	6	而然	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
					1	1	6		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
6	13	8	50	而然	2	2	4	而然	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
					2	2	4		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4

敬爐琴文  
日本書紀  
古事記  
播磨國風土記  
出雲國風土記  
上宮聖德法王帝説  
日本靈異記  
東大寺講誦文稿  
宇多天皇御記  
平安遷都(寛平以前)

平安初期

表3 平安中期以降の和化漢文に於ける「然而」の意味用法

		平安中期										平安後期以降	
7	42	47	10	33	299	4	9	* 1	6	2	而然	而然	平安遺文 (延喜-長保)
2	8	13	1	3	52	2	5	1	1	*	而然	而然	醍醐天皇御記
	4	2	1	8	106		1	1	1	1	而然	而然	貞信公記
1	14	13		12	91	2	1	14	1	*	而然	而然	村上天皇御記
4	1	97	3	30	407	1	3	36	5	3	而然	而然	九 曆
7	4	2	53	1	15	4	7	5	3	*	而然	而然	將 門 記
11	2	16	1	5	126	2	1	4			而然	而然	右 記 小長保以前
	6	2	9	1	30		1	3		*	而然	而然	尾張国解文
	104	4	1	8	309	19	4	9			而然	而然	御堂閑白記
2	28	3	143	2	4	6	12	133	3	1	而然	而然	後二條師通記
1	2	4	15	1	1	1	3				而然	而然	和泉往来
3	7			1	6	5	3	1	1	*	而然	而然	高山寺本古往来
	6	28		2	1	1	2		2		而然	而然	前田家本三宝絵

「然而」をめぐって

(13) 一段一男倉吉得分而為報恩沽却已了、戸口三段本家地 永岑買上了、但無券文、然而地實進老堂了、仍載件書了、(齋衛二年四月一日)

「秦永岑と秦永成との家土地相博の時(或いはそれ以前に)、永成の本家地三段を永岑が買上げたが、券文がない。そこで、(恐らくこの相博の話を勧めた)老堂にその地を売進した」という意であろうと思われ、又寛平元年(八八九)の宇佐八幡宮行事定文の、

(14) 一 応檢諸封郷作田事

右、封内之作田、須国使不可入勤、然而追年国宰請宮返抄、勘備公事者、檢知封田作否并損否之由、若有否之者、任先例令国宰憤之、(寛平元年十二月廿六日)

の用例は、「封内の作田は国使に入勤させるべきではない。それで、追年国宰は宮に返抄を請い、公事を勘備した」という意と考えられ、何れも順接の意味用法であることが知られる。

これに対して、延喜十(九一〇)年の越中国官倉納穀交替帳の用例は、

(15) 今件失火焼損穀之内、所全之數所委納也、而不全材木、有納物之厄、加以代代交替実録帳、為不中用穀之由、記載已了、然而官帳之穀不能除棄、仍遷委全倉如件 (延喜十年七月九日)

「失火により穀物を用いることが出来なくなった由を交替実録帳に記載した。しかしながら、官帳の穀物なので除棄することが出来ない」との意であり、承平二(九三二)年の伊勢太神宮司解案の用例、

(16) 依宣行之、不得重申請、須任官符、国司奉行、然而神三郡非国務、因準前例、所請如件、(承平二年十月廿五日)

も「官符に任せて国司が奉仕すべきである、しかしながら、神三郡は国務ではない」という意と解せられ、逆に逆接の意味用法と考えられるのである。これ以後、

(17) 八日。梵唄後発楽者。奏云。年々日記如此注。然而依式文先年改正。改正上諾。 (醍醐天皇御記、延喜八九〇二〇年正月八

日)

(18) 一日。有触穢。然而供忌火御膳如常云々。(同右、延喜十一八九二一〇年十一月一日)

(19) 十一日、行〔平カ〕□八省、伊勢幣如例、去八日有東宮大産穢、而下女〔入カ〕人、交大内、然而依不及致齋、有今日幣、是貞観十二年

例也、(貞信公記、延喜十九八九一九〇年九月十一日)

(20) 十四日、今日御物忌也、然而内論義不停、但御殿法師等退出之後還本殿也、(同右、承平二八九三二〇年正月十四日)

(21) 八日、奉錢如常、但至于明日飯内也、然而昨日已蒙召、仍所奉也、(九曆、承平七八九三七〇年四月八日)

(22) 爰将門欲罷不能擬進、無由然而、勵身、勸拋交刃、合戰矣(眞福寺本将門記3行)

等々、この逆接の用例が多数拾われるようになるのである。

但し、宇多天皇御記の仁和四(八八八)年の条、及び寛平二(八九〇)年の条、

(23) 而去六月有不善之宣命。可謂當時之一失。謹奏。酉二刻勅遣使召博士広相朝臣。即使參入召於竜顔。勅曰、依不善事以隱

居。中心悼念。然而事遂歸理。早就本職勤仕官事。即下階再拜。(仁和四年十月廿七日)

(24) 廿四日。去月下旬。遣藏人橋公緒勞問大学博士善淵愛成。所以有此勞問者今年不參入也。向山寺不居家。其後重問。曰。

自向來間累病痼且夕沈吟于今未止。朕親行至門前可訊問之。然而躬不能輕行。是以只遣使者甚思悼耳。(寛平二年四月廿四

日)

は、明らかに逆接の意味用法を表わすと考えられ、逆に平安遺文所掲の按察使藤原有実家牒、並びに東大寺解の延喜十三

(九一三)年の条、

(25) 件〔田カ〕□依先日衙牒状、〔送カ〕晏子内親□□之由奉牒已了、而今衙今月廿三日□須随牒状返納件田、然而今尋〔家内、彼内〕

家副代々本公驗、売〔寺カ〕□□家之由、既以〔分明〕□□之、不能返納、(延喜十三年五月一日)

(26) 而又返牒云、家須随牒状返納、然而尋案内、彼内親王家、副代代本公驗、売寄於家之由、既以分明、仍不能返納者、(同年

「然而」をめぐって

十月三日

は、「然而」が何れも直後の「尋案内」にかかると思われるので、順接の意味用法とされるのである。即ち、これらは先に仮定した「寛平——延喜」の境界線から多少外れることになるのである。しかし、視点を変えれば、和化漢文に於ける「然而」は、上代より平安初期に至るまでは、正格漢文に存する二つの意味用法のうち、順接の意味用法を採り入れ来ったが、平安中期以降は、逆接の意味用法に転化するという結果になるのである。従って、先述の例外と思しき用例数例は、その年代より推すに移行時期の状況を反映したものと理解出来るのである。

#### 四、訓点資料に於ける「然而」の加点状況

ところで、順接・逆接双方の意味用法の存する正格漢文、並びに大略「寛平——延喜」を境として、順接の意味用法から逆接の意味用法に転化が行われたと考えられる和化漢文は、実際の訓点資料に於いては如何なる加点状況なのであるうか。訓法の問題も興味深い所であるが、この分析結果によっては、和化漢文に於ける意味用法の転化を解く鍵が得られることも予想されるのである。但し、もともと「然而」自体が少ない上に、加点することも少なかったようで、拾われた用例は極く僅かに過ぎない。<sup>15)</sup>

次下に示すのがその結果である。今回は、特に「然而」の熟合度(仮に、「然」「而」の結合の度合を表わす術語とする、以下同)を明らかにする目的で、便宜的に「然而」<sup>シカレトモ</sup>の如く二字合せて訓読するものを「熟合型」、「然 而」<sup>レトモ</sup>の如く「然」に加点され「而」を不読とすると思われるものを「不読型」と称して分類した。正格漢文の順接の意味用法を表わす「不読型」の中に、「然 而」など逆接の意味用法を表わすものの如く加点されている用例が拾われるが、これは原漢文の文意は順接の意味用法として理解されるという意味であって、「シカレドモ」に順接の意味用法が存することを意味するものではない。

尚、用例は原漢文のままに掲げること原則としたが、依拠資料の制約により訓読文をそのまま掲げたものもある。用例

数は、省略に従う。

甲、正格漢文

〔逆接の意味用法〕

A、熟合型

① 「然<sub>レ</sub>而<sub>レ</sub>」

○監守者繁其誼雜獲立重稅宣告遠近欲見佛牙輸大金錢然而瞻禮之徒更繁（石山寺藏大唐西域記卷第五）

② 行入一六三〇年

③ 「然<sub>レ</sub>而<sub>レ</sub>」

○是時也並為強國者有六然而四海同宅西秦（正安本文選行入一三〇四〇年）

④ 「然<sub>レ</sub>而<sub>レ</sub>」

○蓋聞二義有家顯覆載以合生四時無形潛寒暑以化物是以窺夫鑑地庸愚皆識其端明陰陽賢哲罕窮其數然而天地苞乎陰陽而易識者以其有像也（興福寺本大慈恩寺三藏法師傳卷第六行入一一一六〇年）

⑤ 「然<sub>レ</sub>而<sub>レ</sub>」

○於是微言廣被極含類於三途遺訓還宣導群生於十地然而真教難仰莫能其旨歸（同右卷第六行）

⑥ 「然<sub>レ</sub>而<sub>レ</sub>」

○時に至て灑淨して蓋を開分て之を用（よ）と者然して而か（る）を恐ラクハ若（し）忘漏シナム。不如（西大寺藏護摩蜜記五才入一〇三五〇年）

「然而」をめぐって

⑥ 「然<sup>シテ</sup>而<sup>シテ</sup>」

○儀軌の五種の之<sup>レ</sup>法に法毎に半法有り然<sup>シテ</sup>而<sup>シテ</sup>を<sup>レ</sup>通途に用<sup>ル</sup>不<sup>ル</sup>る<sup>ル</sup>歟。(同右六才)

B、不詭型

① 「然<sup>シテ</sup>而<sup>シテ</sup>」

○我<sup>レ</sup>當<sup>レ</sup>與<sup>レ</sup>彼<sup>レ</sup>共<sup>ニ</sup>爲<sup>ス</sup>言<sup>ハ</sup>說<sup>ス</sup> 然<sup>シテ</sup>而<sup>シテ</sup>如<sup>ク</sup>來<sup>リ</sup>起<sup>ル</sup> 慈<sup>シ</sup>悲<sup>シ</sup>心<sup>ニ</sup>平<sup>等</sup> 無<sup>ク</sup>二<sup>ツ</sup>是<sup>レ</sup>如<sup>ク</sup>來<sup>リ</sup>行<sup>ハ</sup> (西大寺本金光明最勝王經卷

一 355 行入平安初期)

② 「然<sup>シテ</sup>而<sup>シテ</sup>」

○深<sup>ク</sup>謀<sup>ル</sup>遠<sup>ク</sup>慮<sup>ル</sup> 行<sup>ハ</sup>軍<sup>ヲ</sup>用<sup>ス</sup> 兵<sup>ノ</sup>道<sup>ヲ</sup>非<sup>ズ</sup>及<sup>ズ</sup>暴<sup>ス</sup> 時<sup>ノ</sup>士<sup>ニ</sup>也 然<sup>シテ</sup>而<sup>シテ</sup>成<sup>リ</sup>敗<sup>ル</sup> (文選元徳二年点42行八一三三〇行)

③ 「然<sup>シテ</sup>而<sup>シテ</sup>」

○始<sup>ニ</sup>皇<sup>ノ</sup>既<sup>ニ</sup>歿<sup>ス</sup> 餘<sup>ノ</sup>威<sup>ヲ</sup>震<sup>ス</sup> 于<sup>テ</sup>殊<sup>ノ</sup>俗<sup>ニ</sup> 然<sup>シテ</sup>而<sup>シテ</sup>陳<sup>シ</sup>涉<sup>ス</sup> 旃<sup>ヲ</sup>繩<sup>ス</sup> 樞<sup>ノ</sup>之<sup>レ</sup>子<sup>ト</sup> 肆<sup>シ</sup>之<sup>レ</sup>人<sup>ト</sup> 而<sup>シ</sup>遷<sup>ル</sup> 徒<sup>ノ</sup>之<sup>レ</sup>侯<sup>ト</sup> 也 (同右30行)

\* 「徒」字にヲコト点「たる」あり

④ 「然<sup>シテ</sup>而<sup>シテ</sup>」

○無<sup>ク</sup>極<sup>ク</sup>對<sup>シ</sup>臣<sup>ト</sup> 豈<sup>カ</sup>不<sup>ク</sup>欲<sup>ス</sup>矣 (注略) 然<sup>シテ</sup>而<sup>シテ</sup>前<sup>ニ</sup>知<sup>リ</sup>其<sup>ノ</sup>爲<sup>ル</sup>人<sup>ト</sup>之<sup>レ</sup>異<sup>ト</sup> 也 (金沢文庫本春秋經傳集解卷第二十三 432行八一二七

八行)

〔順接の意味用法〕

A、熟合型

① 「然<sup>シテ</sup>而<sup>シテ</sup>」



○羨<sup>ミ</sup>綵<sup>シ</sup>畫<sup>ス</sup>語<sup>ヲ</sup>則<sup>チ</sup>名<sup>ヲ</sup>朕<sup>ヲ</sup>号<sup>シ</sup>談<sup>ス</sup> 則<sup>チ</sup>善<sup>ク</sup>吉<sup>ク</sup>朕<sup>ヲ</sup>叱<sup>ス</sup> 然<sup>レ</sup>而<sup>シテ</sup>善<sup>ク</sup>言<sup>フ</sup> (釈摩訶衍論承元二年点引行八一二〇八〇年)

B、不詭型

① 「然<sup>レ</sup>而<sup>シテ</sup>」

○後掲用例④ (大東急記念文庫蔵論語八一三四二〇年)

② 「然<sup>レ</sup>而<sup>シテ</sup>」

○八者諸佛如來無<sup>ク</sup>有<sup>リ</sup>愛<sup>ヲ</sup>憎<sup>ヲ</sup>憍<sup>ヲ</sup>慢<sup>ヲ</sup>貪<sup>ヲ</sup>情<sup>ヲ</sup>及<sup>チ</sup>諸<sup>ノ</sup>煩<sup>悩</sup> 然<sup>レ</sup>而<sup>シテ</sup>如<sup>シ</sup>來<sup>ノ</sup>常<sup>ニ</sup>樂<sup>シ</sup>寂<sup>シ</sup>靜<sup>シ</sup>讀<sup>ス</sup>歎<sup>ス</sup>少<sup>ク</sup>欲<sup>ヲ</sup>離<sup>ス</sup> 諸<sup>ノ</sup>謹<sup>ニ</sup>聞<sup>ク</sup>是<sup>レ</sup>如<sup>シ</sup>來<sup>ノ</sup>行<sup>ヲ</sup> (西大寺本)

金光明最勝王經卷一三〇行)

③ 「然<sup>レ</sup>而<sup>シテ</sup>」

○須<sup>ク</sup>初<sup>メ</sup>の如<sup>ク</sup>改<sup>メ</sup>しめ積<sup>ム</sup>むへし。然<sup>レ</sup>水<sup>トモ</sup>而<sup>シテ</sup>火<sup>ノ</sup>勢<sup>ヲ</sup>思<sup>ハ</sup>ふ(心<sup>ヲ</sup>か蓋<sup>ス</sup>なり) (西大寺蔵護摩蜜記十三ウ)

④ 「然<sup>レ</sup>而<sup>シテ</sup>」

○況<sup>シ</sup>茲<sup>ニ</sup>邦<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>絶<sup>ト</sup>慮<sup>ヲ</sup>哉 然<sup>レ</sup>而<sup>シテ</sup>鈎<sup>ヲ</sup>奇<sup>ヲ</sup> (イ鈎<sup>ヲ</sup>奇<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>容<sup>ヲ</sup>希<sup>ム</sup> 世<sup>ニ</sup>至<sup>リ</sup>願<sup>シ</sup>存<sup>シ</sup>記<sup>ス</sup>注<sup>ス</sup> 寧<sup>ク</sup>盡<sup>ス</sup>物<sup>ノ</sup>土<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>宜<sup>ヲ</sup>) (石山寺蔵大唐西域記序一四行)

乙、和化漢文

〔逆接の意味用法〕

A、熟合型

① 「然<sup>レ</sup>而<sup>シテ</sup>」

○豈<sup>ニ</sup>如<sup>ク</sup>此<sup>ノ</sup>戚<sup>ヲ</sup> 盡<sup>ス</sup>羽<sup>ノ</sup>毛<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>數<sup>ヲ</sup> 窮<sup>ス</sup>鱗<sup>ノ</sup>甲<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>類<sup>ヲ</sup>哉 然<sup>レ</sup>而<sup>シテ</sup> 猶<sup>モ</sup>覓<sup>ク</sup>干<sup>ノ</sup>諾<sup>ヲ</sup>隣<sup>ヲ</sup> 訪<sup>ス</sup>于<sup>テ</sup>萬<sup>ノ</sup>人<sup>ノ</sup> (百<sup>ノ</sup>古<sup>ノ</sup>往<sup>ク</sup>來<sup>ノ</sup>夾<sup>シ</sup>鐘<sup>ノ</sup>十<sup>ニ</sup>日<sup>六<sup>ノ</sup>行<sup>ノ</sup>八<sup>ノ</sup>室<sup>ノ</sup>所<sup>ノ</sup>中<sup>ノ</sup>期<sup>ヲ</sup></sup>

「然<sup>レ</sup>而<sup>シテ</sup>」をめぐって

以降)

② 「然<sup>レ</sup>而<sup>レ</sup>」

○但、足<sup>レ</sup>別<sup>レ</sup>所<sup>レ</sup>當<sup>レ</sup>料<sup>レ</sup>田<sup>レ</sup>先<sup>レ</sup>例<sup>レ</sup>二<sup>レ</sup>町<sup>レ</sup>四<sup>レ</sup>段<sup>レ</sup>代<sup>レ</sup>米<sup>レ</sup>四<sup>レ</sup>石<sup>レ</sup>八<sup>レ</sup>斗<sup>レ</sup>也<sup>レ</sup>然<sup>レ</sup>而<sup>レ</sup>續<sup>レ</sup>實<sup>レ</sup>所<sup>レ</sup>進<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>日<sup>レ</sup>所<sup>レ</sup>定<sup>レ</sup>納<sup>レ</sup>直<sup>レ</sup>足<sup>レ</sup>別<sup>レ</sup>一<sup>レ</sup>町<sup>レ</sup>一<sup>レ</sup>段<sup>レ</sup>也<sup>レ</sup>(尾張國解文 86行  
八一三二五)年)

③ 「然<sup>レ</sup>而<sup>レ</sup>」

○其<sup>レ</sup>謙<sup>レ</sup>匠<sup>レ</sup>者<sup>レ</sup>須<sup>レ</sup>擇<sup>レ</sup>龍<sup>レ</sup>駒<sup>レ</sup>然<sup>レ</sup>而<sup>レ</sup>量<sup>レ</sup>計<sup>レ</sup>才<sup>レ</sup>學<sup>レ</sup>於<sup>レ</sup>拔<sup>レ</sup>萃<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>認<sup>レ</sup>年<sup>レ</sup>薦<sup>レ</sup>(和泉往來 43行八一八六)年)

○聞<sup>レ</sup>鳥<sup>レ</sup>喧<sup>レ</sup>則<sup>レ</sup>疑<sup>レ</sup>例<sup>レ</sup>敵<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>歲<sup>レ</sup>見<sup>レ</sup>草<sup>レ</sup>動<sup>レ</sup>則<sup>レ</sup>驚<sup>レ</sup>注<sup>レ</sup>人<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>來<sup>レ</sup>乍<sup>レ</sup>凌<sup>レ</sup>運<sup>レ</sup>多<sup>レ</sup>月<sup>レ</sup>乍<sup>レ</sup>憂<sup>レ</sup>送<sup>レ</sup>數<sup>レ</sup>日<sup>レ</sup>然<sup>レ</sup>而<sup>レ</sup>頃<sup>レ</sup>日<sup>レ</sup>無<sup>レ</sup>合<sup>レ</sup>戰<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>音<sup>レ</sup>漸<sup>レ</sup>慰<sup>レ</sup>且<sup>レ</sup>暮<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>心<sup>レ</sup>

(楊守敬本將門記甲卷 25行 入院政時代)

○糴<sup>レ</sup>所<sup>レ</sup>殘<sup>レ</sup>置<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>足<sup>レ</sup>十<sup>レ</sup>束<sup>レ</sup>然<sup>レ</sup>而<sup>レ</sup>無<sup>レ</sup>仰<sup>レ</sup>以<sup>レ</sup>前<sup>レ</sup>班<sup>レ</sup>給<sup>レ</sup>一<sup>レ</sup>兩<sup>レ</sup>駢<sup>レ</sup>使<sup>レ</sup>並<sup>レ</sup>所<sup>レ</sup>部<sup>レ</sup>下<sup>レ</sup>人<sup>レ</sup>等<sup>レ</sup>先<sup>レ</sup>畢<sup>レ</sup>(高山寺本古往來 28行 入院政時代)

④ 「然<sup>レ</sup>而<sup>レ</sup>」

○飢<sup>レ</sup>從<sup>レ</sup>含<sup>レ</sup>寒<sup>レ</sup>風<sup>レ</sup>而<sup>レ</sup>夏<sup>レ</sup>上<sup>レ</sup>然<sup>レ</sup>而<sup>レ</sup>生<sup>レ</sup>分<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>天<sup>レ</sup>僅<sup>レ</sup>届<sup>レ</sup>京<sup>レ</sup>洛<sup>レ</sup>(楊守敬本將門記甲卷 186行)

⑤ 「然<sup>レ</sup>而<sup>レ</sup>」

○後掲用例 3D (尾張國解文)

⑥ 「然<sup>レ</sup>而<sup>レ</sup>」

○右國宰之吏是既分優之職屢巡檢部內常須問風俗然<sup>レ</sup>而<sup>レ</sup>守元命朝臣專營京洛之世途無優黎元之愁苦(同右 49行)

⑦ 「然<sup>レ</sup>而<sup>レ</sup>」

○我は是れ汝が夫なり汝に於ては善心無し、然而れども身苦堪へ難きに依りて自然に付、悩ます也、探要法花驗記卷上第十六話八一・二三七〇年)

⑧ 「然而」

○委開啓數年、舊懷又承東州之末内者也、然而當國守殿、御下向以後野望不絕、(高山寺本古往來28行)

○師子吼、唯欲、昨殺此人、又思、反、昨殺此人、甚易、然而形是法師也、衣已法衣也、(前田家本三宝繪卷上106八一・二三〇〇年)

⑨ 「然而」

○右、淡丹羽郡、土産也、即例貢進藏人所、召三四斗也、然而所徵已、以巨多也、者所弁進、以一升納四五合、(尾張國解文28行)

⑩ 「然而」

○僅有判定之返抄三分一也、然而、直于今未下行、(尾張國解文144行)

⑪ 「然而」

○爰將門欲罷不能、擬進無由、然而勳身勳據、文刃合戰矣、(真福寺本將門記3行八一・九九〇年)

⑫ 「然而」

○而使、給、召將門等之使、然而依心不安、遂不上道、(揚中敬本將門記乙卷101行)

⑬ 「然而」

「然而」をめぐって

○後掲用例㉞（尾張国解文）

㉞ 「然<sup>シカレドモ</sup>而<sup>レ</sup>」

○老子方說五千文、然而周之與、老並見佛經所說（教行信證卷六〇オカハ鎌倉初期）

B、不詭型

① 「然<sup>シカレドモ</sup>而<sup>レ</sup>」

○「<sup>羅</sup>夜部或人、以之由、相語申侍。然<sup>シカレドモ</sup>而<sup>レ</sup>依荒涼、不啓其由」（高山寺本古往來四行）

② 「然<sup>シカレドモ</sup>而<sup>レ</sup>」

○又彼、守介非我兄弟之胤、然而爲鎖。彼此之亂、行欲相向於武藏國者（揚守敬本將門記乙卷三行）

この結果、次の如き事実が明らかとなった。

即ち、正格漢文に於ける「然而」からは、先に分析した如く順接・逆接双方の意味用法が看取される。しかし、その訓法は何れの意味用法であっても大略「シカレドモ」とされる。例えば、順接の意味用法として理解される先掲の論語の用例(1)は、実際の訓点資料では、

㉞ 子游曰吾夜張也爲難能也（注略）然<sup>シカレドモ</sup>而未<sup>レ</sup>仁（大東急記念文庫蔵論語卷第十四行）

の如く「シカレドモ」と訓じられている。国語の「シカレドモ」に順接の意味用法は存しない為、逆接の意に解しての加點であることは明らかであるが、原漢文の文意を十二分に汲んで施点が行われたとは考え難い例とされる。

只、「シカシテ」訓は見当らないながらも、順接の意味用法を表わすと考えられる用例の中には、釈摩訶衍論の「然<sup>シカレドモ</sup>而<sup>レ</sup>」、

石山寺藏大唐西域記の「然シシモ而」の如き順接に訓まれる用例も存している。この点、和化漢文に於いては調査資料の成立年代による制約もあるが、逆接の意味用法を専らにしており、訓法も「シカレドモ」がその殆どを占める。

一方、熟合度に関しては、正格漢文では僅かに院政時代以降の資料に熟合型が拾われるのみである。又、平安後期長元八(一〇三五)年加定の西大寺藏護摩蜜記には「然シシモ而シカレドモ」の如く、一字一字を字に即いて訓んだと思われる、所謂熟合型に準ずる用例も見られるのであるが、不読型が一般であって、その熟合度は極めて弱いことが推察される。従って、正格漢文に於いて順接に訓むべき箇所を逆接の「シカレドモ」に訓じた如きは、確かに先述の読解力不足も一因であろうが、むしろ「然而」の熟合度が弱く「而」が不読である為に、逆接の意味用法の強い「然」の訓法にひかれた結果と考えられる。

これに対して、和化漢文に於ける不読型は、高山寺本古往本の「然トモ而」、楊守敬本將門記の「然モ而」の二例に過ぎず、その熟合度の強さが窺い知られるのであるが、それによって古い時代にあっても同様に熟合度が強かったことが推測されるのである。

ところで、「然而」及び「然」「而」は、古字書の前田本色葉字類抄・観智院本類聚名義抄には、

○而シカレ (前田本色葉字類抄・下倅字シ78オー)

○然而シカレトモ (同右・下量字シ86オス)

○然シカレ (前田本色葉字類抄・下倅字シ78オー) (観智院本類聚名義抄・佛下末504)

○而シカレ (前田本色葉字類抄・下倅字シ78オー) (同右・佛上754ー5)

の如く記載されており、「然」「而」の扱いに相違が見られるが、「然而」には同様に「シカレドモ」訓が充てられ、<sup>(18)</sup> 当時に於

「然而」をめぐって

ける連文「然而」の熟合度と、訓との結び付きの強さが窺われる。

しかし、実際の訓点資料に於いては、

(28) 右得<sub>レ</sub>彼<sub>レ</sub>寺司并<sub>レ</sub>氏人等、去<sub>レ</sub>天祿四年九月廿六日、解<sub>レ</sub>備<sub>レ</sub>件<sub>レ</sub>地、贈<sub>レ</sub>太政大臣正一位藤原武智麻呂公墓山也、養老年中、被<sub>レ</sub>給<sub>レ</sub>猛丁十二人、令<sub>レ</sub>守<sub>レ</sub>墳墓、件<sub>レ</sub>地、内<sub>レ</sub>水田一町餘、寺家最<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>領<sub>レ</sub>掌<sub>レ</sub>也、而<sub>レ</sub>年來<sub>レ</sub>部内<sub>レ</sub>人民妄<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>相<sub>レ</sub>妨、(平安遺文、太政官符案、天元三<sub>レ</sub>八<sub>レ</sub>九<sub>レ</sub>ハ<sub>レ</sub>〇<sub>レ</sub>年九月欵)

の如く、それまで主として「シカルニ」或いは「シカルヲ」と訓じられていた文頭の「而」に、

(29) 武芝已<sub>レ</sub>雖<sub>レ</sub>帶<sub>レ</sub>郡司之職、本<sub>レ</sub>自<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>公<sub>レ</sub>損<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>聆<sub>レ</sub>所、被<sub>レ</sub>虜<sub>レ</sub>掠<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>私<sub>レ</sub>物、可<sub>レ</sub>返<sub>レ</sub>請<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>由<sub>レ</sub>、屢<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>覽<sub>レ</sub>、學<sub>レ</sub>而<sub>レ</sub>曾<sub>レ</sub>无<sub>レ</sub>辨<sub>レ</sub>糾<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>政<sub>レ</sub>類、致<sub>レ</sub>合<sub>レ</sub>戰<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>構、(真福寺本符門記<sub>252</sub>行)

のように、「シカレドモ」訓が拾われるのと軌を一にするかの如く、「然而」にも、

(30) 右<sub>レ</sub>仕<sub>レ</sub>用<sub>レ</sub>國<sub>レ</sub>司<sub>レ</sub>等<sub>レ</sub>或<sub>レ</sub>附<sub>レ</sub>藝<sub>レ</sub>業<sub>レ</sub>、而<sub>レ</sub>并<sub>レ</sub>除<sub>レ</sub>或<sub>レ</sub>運<sub>レ</sub>勞<sub>レ</sub>、願<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>補<sub>レ</sub>任<sub>レ</sub>、然<sub>レ</sub>而<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>充<sub>レ</sub>月<sub>レ</sub>俸<sub>レ</sub>、析<sub>レ</sub>空<sub>レ</sub>過<sub>レ</sub>日<sub>レ</sub>限、(真福寺本尾張國解文<sub>258</sub>行)

(31) 右<sub>レ</sub>頼<sub>レ</sub>方<sub>レ</sub>須<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>部<sub>レ</sub>領<sub>レ</sub>郡<sub>レ</sub>、借<sub>レ</sub>用<sub>レ</sub>件<sub>レ</sub>未<sub>レ</sub>駄<sub>レ</sub>者<sub>レ</sub>也、然<sub>レ</sub>而<sub>レ</sub>號<sub>レ</sub>家<sub>レ</sub>子<sub>レ</sub>、國<sub>レ</sub>内<sub>レ</sub>諸<sub>レ</sub>郡<sub>レ</sub>充<sub>レ</sub>員<sub>レ</sub>、今<sub>レ</sub>詮<sub>レ</sub>進、(同右<sub>453</sub>行)

のような「シカルニ」「シカルヲ」訓が一部に見受けられるようになるのである。これらの異訓(別訓)は、先の二字書の成立時期、或いは引用資料の成立時期には発生していないか、少なくとも一般的ではなかったものと推察されるが、かかる訓法の細部に互る問題は、二字書の依拠資料の問題と絡んで猶一考を要する所である。

尚、室町中期十六世紀初頭の書写とされる文明本節用集には、

○然<sub>レ</sub>而<sub>レ</sub>未<sub>レ</sub>仁<sub>レ</sub>、(九九九三三四、改行部分の爲、不<sub>レ</sub>該<sub>レ</sub>型<sub>レ</sub>の如<sub>レ</sub>き<sub>レ</sub>表<sub>レ</sub>記<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>な<sub>レ</sub>つて<sub>レ</sub>い<sub>レ</sub>つて<sub>レ</sub>思<sub>レ</sub>わ<sub>レ</sub>れる)

の他に、後世の「シカリシカウシテ」の初期の段階と思しき

○<sup>シカレトモ</sup>而<sup>シカレトモ</sup>（九五・二五）

の如き用例も拾われる。しかし、室町中期以降の成立とされる百舌往来や天正十五（一五八七）年書写の書状文字抄には未だ「然<sup>シカレトモ</sup>而」とあり、「シカリシカウシテ」への定着は更に降るものと考えられる。

### 五、逆接の意味用法の成立要因

さて、最後に連文「然而」に於いて、何故に意味用法上の転化が行われたかということ、所謂成立要因について考えてみる。その方法としては、先掲のA表2 V/A表3 Vを資料として用い、「然而」の構成要素である「然」「而」両字の意味用法を史的に検討してみることにした。

それによると、I文頭接続詞的用法A・BとII文中接続助詞的用法A・Bとに限定するならば、和化漢文に於いては上代資料の古事記に顕著である如く、「而」は文中の順接の意味用法、「然」は文頭の逆接の意味用法を主用としていたことが判明する。又、「然」は「然後」「然則」「雖然」等「シカリ」訓との結び付きが強い。即ち、平安初期以前の和化漢文に於ける「然而」は、構成要素の「然」が逆接の意味用法を主としているにもかかわらず、「シカリ」訓と結びついており、一方で「而」が文中に於いて順接の意味用法を表わし、多く接続助詞「テ」に当るという関係にある訳である。従って、「然而」に於ける順接の意味用法と「シカシテ」訓とは、「然」の逆接の意味用法にひかれること無く「而」の意味用法・訓法を採り入れた結果であって、字に即いた訓法の如くであるが、先述の熟合度の強さが少なからず作用しているものと考えられる。順接の意味用法を表わす「然而」に準ずるものとして、日本靈異記には「然而後（シカシテノチ）」「然而者（シカシテハ）」の如き用例も拾われる。

「然」而」をめぐって

ところが、寛平年間の宇多天皇御記の頃に至ると、文頭の逆接の意味用法は「然」よりも「而」に多くなり、以後この傾向が漸次強まった行くのに伴い、「而」の文中の用法が減少して行くという様相を呈しているのである。即ち、文頭・文中の差こそあれ逆接の「而」が増加するのであって、和化漢文に於ける「然而」の逆接の意味用法への転化は、基本的にはかかる「而」の意味用法の変容に由来するものと推定される。「然而」の熟合度が強い為に、「而」の意味用法の変容がこの連文の意味用法・訓法に作用する訳である。但し、順接・逆接何れの意味用法であっても、「シカレドモ」訓を専らとする正格漢文の訓点資料に於ける訓法の影響が皆無であるとは言い難い。

逆接の「然而」の意味合いは、割合より推すに、丁度文頭に於ける逆接の「然」の減少を「然而」が補する関係であるので、むしろ前代の「然」に近く、古事記の「然」と同様逆接の意の強いものであることが知られる。しかし、訓法は「シカレドモ」ではなく「シカレドモ」であることは前述した。

又、「シカシテノチ」の「シカシテ」は、もともと「然」を用いるのが一般であったのであるが、やはり寛平年間頃から「而」が現われ、以後大部分の資料に拾われるようになる。更に、「然間」の「シカル」に、或いは「雖<sub>レ</sub>然」の「シカリ」に「而」が用いられるようになるなど、「而」の用法が「然」の用法に近似して来る現象が見られる。これは、直接に「而」に逆接の意味用法が増加することと関係しないであろうが、その遠因の一つに数えられるであろう。

尚、平安中期以降殆ど看取されなくなる「然而」の逆接の意味用法は、A表2√A表3√中に「\*」印を以て示した如く、上代資料より例外無く「然而」の存する資料には「然則」が無く、逆に「然則」が存する資料には「然而」が拾われないうという相補関係が認められる為、平安中期以降は、大略この「然則」を中心とした順接の意味用法を表わす表現形式に吸収されたものと考えることが出来る。これは、先述した経伝訳詞や助字弁略の「然而、然則也」という記述内容を裏付けた結果である訳でもある。



## 六、むすび

以上、本稿では「然而」の意味用法の分析を基点として、和化漢文に於いてはそれが「寛平——延喜」頃を境として、順接の意味用法から逆接の意味用法に転化して行くことを論じ、更にそれが種々の条件に支えられつつも、基本的にはこの連文の構成要素である「而」の意味用法の変容を要因として行われることを述べて来た。平安中期に至るまでの和化漢文に「然而」がさほど存しない為、推測の域を出ない部分も残り今後の課題も尠くないが、その大略は明らかにし得たと考へる。<sup>(21)</sup>

ここで想起するのは、以前述べた所の、原因・理由を表す表現形式全体がやはり同じ頃に大きく変容している事実である。本稿に於いて得られた結果と勘合するに、国語史的に見て、恐らくこの九世紀末から十世紀初頭にかけての時期が、種々の接続を表わす表現形式に変容が行われた時期であろうと推定されるのである。逆に、かかる大きな変容が「然而」に於ける意味用法上の転化の、外的な要因として作用したとも考えられるのである。

今後、更にこの時期の資料に於ける漢字用法の検討を積み重ねることにより、この変容の全体像を明らかにする必要があるであらう。

### 注

- (1) 国語学第六十二輯、(昭和四十年九月)。但し、印刷の便を考へて改めた表記がある。以下同。
- (2) 「上代から中古初頭の変体漢文に於ける『而』字の用法(上・下)」国語研究室第六・七号、(昭和四十二年十月、四十三年五月)。
- (3) 昭和三十八年、東京大学出版会、461頁。
- (4) 鎌倉時代語研究第三輯(昭和五十五年三月)。
- (5) 昭和五十六年、風間書房、443頁。
- (6) 昭和五十七年、岩波書店、518—519頁。

- (7) 何れも『漢語文典叢書』第一・二・六卷(昭和五十四・五十五年、汲古書院)による。
- (8) 資料には、次のものを用いた。  
 論語——『中国古典選・論語』(昭和五十三年、朝日新聞社)。孟子——『同・孟子』(昭和五十三年、同上)。莊子——『同・莊子』(昭和五十三年、同上)。史記——『同・史記』(昭和五十三年、同上)。春秋経伝『十三経引得』(中華民国六十七年、南嶽出版社)。
- (9) 拙稿「原因・理由を表わす「間」の成立」国語学第百二十八輯(昭和五十七年三月)。
- (10) 昭和五十三年、中文出版社。
- (11) 『新訂増補国史大系・日本書紀』(昭和四十九・五十三年、吉川弘文館)。
- (12) しかし、『大日本古記録・御堂関白記』(昭和五十二年、岩波書店)の同年月日の記載に、本例は見出し得なかった。
- (13) 資料には、次のものを用いた。  
 敦煌変文・日本書記——注(9)・(10)参照。古事記——注(6)参照。播磨国・出雲国風土記——『日本古典文学大系・風土記』(昭和五十二年、岩波書店)。上宮聖徳法王帝説——『知恩院藏上宮聖徳法王帝説』複製(昭和三年、古典保存会)。日本靈異記——『興福寺本』複製(昭和九年、便利堂)・『来迎院本』複製(昭和五十二年、日本古典文学会)・『真福寺本』模刻(昭和三十七年六月、訓点語と訓点資料第二十二輯、小泉道)・『前田家本』複製(昭和六年、前田育徳財団)・『国立国会図書館蔵本』(昭和五十三年十月、就原本調査)。東大寺諷誦文稿——中田祝夫『東大寺諷誦文稿の国語学的研究』(昭和五十四年、風間書房)。宇多天皇御記——『増補史料大成・歴代宸記』(昭和五十七年、臨川書店)。平安遣文——『平安遣文・第一卷』(昭和五十四年、東京堂出版)。(備考) 古事記——IA「然後」の内二例「然後者」ICは「然者」十例と「然(シ)カアラバ」二例。出雲国風土記——IA「然則」二例は「然者則」と「然即」。日本靈異記——IA「然而」の内二例「然而後」、一例「然而者」。「然後」の内一例「然後時」。資料には、次のものを用いた。
- (14) 平安遣文・醍醐天皇御記・村上天皇御記——注(12)参照。貞信公記——『大日本古記録・貞信公記』(昭和三十一年、岩波書店)。九曆——『同・九曆』(昭和三十三年、同上)。御堂関白記——注(12)参照。後二條師通記——『同・後二條師通記』(昭和五十三年、同上)。将門記——『真福寺本』複製(大正十三年、古典保存会)・『楊守敬旧蔵本』複製(昭和三十年、貴重古典籍刊行会)。小右記——『増補史料大成・小右記一』(昭和五十六年、臨川書店)。尾張国解文——『新修稲沢市史』(昭和五十五年、新修稲沢市史編纂会事務局)。和泉往来——『京都大学国語国文資料叢書・和泉往来』(昭和五十六年、臨川書店)。高山寺本古往来——『高

山寺本古往來表白集』（昭和四十七年、東京大学出版会）。前田家本三宝繪——『前田家本三寶繪』複製（昭和十年、前田育徳財団）。

〔備考〕 将門記——I A 「而間」の内一例「而比」。御堂関白記——I B 「然而」の内一例「而然」。後二條師通記——I A 「而後」は「而之後」。

(15) 資料には、次のものを用いた。但し、既掲のものについては改めて掲げていない。

石山寺藏大唐西域記——中田祝夫「古点本の国語学的研究〔訳文篇〕」（昭和五十四年、勉誠社）。正安本文選——小林芳規「猿投神社藏正安本文選」訓点語と訓点資料第二十一輯（昭和三十七年四月）。興福寺本大慈恩寺三藏法師伝——築島裕「興福寺本大慈恩寺三藏法師伝の国語学的研究〔訳文篇〕」（昭和四十年、東京大学出版会）。西大寺藏護摩蜜記——小林芳規「西大寺藏本護摩蜜記長元八年訓点の訓読文」訓点語と訓点資料第一輯（昭和二十九年四月）。西大寺本金光明最勝王経——春日政治「西大寺本金光明最勝王経の国語学的研究」（昭和四十四年、勉誠社）。文選元徳二年点——『天理図書館善本叢書 文選・趙志集・白氏文集』（昭和五十五年、八木書店）。金沢文庫本春秋経伝集解——広島大学文学部国語学国文学研究室藏紙焼写真。釈摩訶衍論承元二年点——中田祝夫「東大寺図書館本釈摩訶衍論承元二年点」訓点語と訓点資料第十六輯（昭和三十六年四月）。大東急記念文庫藏論語——『建武本論語』複製（昭和十四年、便利堂）。百舌往来——北恭昭「国立国会図書館蔵百舌往来」訓点語と訓点資料第五十輯（昭和四十八年三月）。探要法花験記——馬淵和夫「探要法花験記〔訳文〕」醍醐寺文化財研究所研究紀要第四号（昭和五十七年三月）但し、上巻のみ。教行信証——小林芳規『平安鎌倉時代に於ける漢籍訓読の国語史的研究』（昭和四十二年、東京大学出版会）41頁参照。

百舌往来に、「然而」の如き不読型と思しき用例が一例存するが、北氏作成本文の改行部分で「然」「而」が分断される為と考えられる。依って、本例は除外して検討を行った。又、真福寺本将門記に三例拾われる「然而」、探要法花験記の「然而」一例も亦熟合型に準ずるとされるが、確例ではないので除外した。尚、春秋経伝には順接の意味用法を表わすものも存するが、金沢文庫本春秋経伝集解からは逆接の意味用法を表わす一例が拾われたに過ぎない。

(16) 中央の合符は墨筆である。

(17) 朱合符が見られるが、白点に於いては合符が附されていないので、当例はひと先ず不読型と見做した。

(18) 峰岸明氏は、注(一)論文に於いて「而」字に関する両辞書の記事の相違はその辞書的性格の相違を反映するものではあるまいかとされている。

(19) 当字書には、「然而」の他に、

「然而」をめぐって

○然シカレドモ 一 沐ニテ 三 握カシ 二 四七・三一四

の如く「然」単独で「シカレドモ」を表わす例も見られる。これは、前田本色葉字類抄・観智院本類聚名義抄の「然」には看取さ  
れない意味用法・訓法である。

(20) 三保忠夫「書状文字抄——索引篇」訓点語と訓点資料第六十五輯（昭和五十五年一月）。

(21) 注（9）拙稿参照。

〔附記〕

本稿は、昭和五十七年八月、広島大学に於いて開催された、第七回鎌倉時代語研究会にて口頭発表したものに基づき、加筆して  
稿を成したものである。席上、小林芳規先生から貴重な御教示を賜った。又、懇切な御指導も戴いた。記して厚く御礼申し上げ  
る次第である。

（昭和五十七年十一月廿五日稿）